

## 役員等報酬及び費用弁償規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人土佐清風会（以下「本会」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づく役員等に支給する報酬等の支給に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この規程において、「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 役員（理事、監事）
- (2) 評議員
- (3) 評議員選任・解任委員
- (4) 第三者委員

### (報酬等の支給等)

第3条 役員等の勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員（本会を主たる勤務場所とし、職員と同等の勤務時間の者をいう。）については、報酬、賞与及び退職手当金を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当金は支給しない。ただし、非常勤理事長には在職中の功労により退職手当金の支給ができるものとする。
- 2 常勤役員に対する退職手当金は、役員として円満に任期を満了、又は辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 3 本会の理事に対する報酬の支給総額の限度額は、1会計年度において800万円以内とする。ただし、退職手当金を除く。
- 4 本会の監事に対する報酬の支給総額の限度額は、1会計年度において30万円以内とする。
- 5 評議員が評議員会及び外部の会議等に出席した場合には、第10条の費用弁償の規定により支給する。

### (常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員の報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当金については、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度に準じて支給する。ただし、職員との兼務で退職手当共済制度に加入している期間がある場合には、退職手当金の支給計算から除外する。
- (4) 通勤手当については、賃金規程第5条の規定に準じる額

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 費用弁償については、別表4に定める額

(本会職員給与との併給)

第6条 本会の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく報酬の支給はしないものとする。ただし、理事長を兼務する場合は、役員報酬として月額10万円を支給する。  
(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬の支払日は、賃金規程第13条に準ずる日に現金で支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
  - (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
  - (3) 退職手当金については、任期の満了、辞任または死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等の報酬等は、当該会議等に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申出があった場合には、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第8条 新たに常勤役員等に就任したものには、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から9日を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第9条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じた場合には、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満については、切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満については、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

- 第10条 役員及び評議員が理事会、又は評議員会へ出席した場合は、別表4のとおりの日額を支給する。
- 2 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会へ出席した場合は、別表4のとおりの日額を支給する。
- 3 第三者委員が委員会等へ出席した場合は、別表4のとおりの日額を支給する。
- 4 日額は、源泉徴収後の金額とする。

(公表)

第11条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準を公表する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が別に定めるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(附則)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月19日から施行する。

別表1（常勤役員等の報酬）

役職名	報酬
理事長	450,000円以内

別表2（常勤役員等の賞与）

名称	支給額
6月賞与	報酬月額×1か月分
12月賞与	報酬月額×1か月分

別表3（非常勤役員等の報酬）

(1) 監事

業務	日額
監事監査業務	10,000円
上記以外の法人及び施設業務	10,000円

別表4（費用弁償の金額）

役職名	日額
役員	7,000円
評議員	7,000円
評議員選任・解任委員	7,000円
第三者委員	3,500円